

会津若松市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則
第2条第1号に規定する市長が指定する機関の指定

平成25年1月21日決裁

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関する施行細則（平成25年会津若松市規則第4号）第2条第1号に規定する市長が指定する機関は、次のとおりとする。

- 1 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合
以下のいずれかの機関のうち、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に関し必要な業務規程を定め、かつ、会津若松市をその業務区域として定めているもの。
 - (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（審査の中立性を確保する観点から、業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されないものに限る。以下同じ。）
 - (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
- 2 1以外の建築物が認定対象の場合
1で規定する登録建築物調査機関のうち、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に関し必要な業務規程を定め、かつ、会津若松市をその業務区域として定めているもの。